平成２１年（フ）第９１４号
千葉県我孫子市久寺家１丁目17番104号
債務者　上久保甲太
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地小金原団地17棟204号
債務者　染谷　孝之
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目13番22号
債務者　芳賀　和美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０号
千葉県野田市七光台361番地の６　グリーンパレス202号
債務者　高木かよ子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１号
千葉県松戸市金ケ作418番地の63レクセル五香ツインフォルテ408号
債務者　大澤　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３号
千葉県我孫子市寿２丁目22番７―102号
債務者　高橋　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３２６号
北九州市小倉南区舞ケ丘３丁目19番６号
債務者　筒井　智子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７８号
北九州市小倉南区沼本町１丁目２番２―304号
債務者　原　　優子（旧姓陣内）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８０号
北九州市八幡西区竹末１丁目13番19―301号
債務者　今橋　孝一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４１４号
北九州市小倉北区原町１丁目11番１―808号
債務者　有田　里江
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５８号
北九州市小倉南区葛原東３丁目14番26号　坂本ハイツ106号
債務者　布田　幸憲
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７２号
北九州市小倉南区若園２丁目22番37号
債務者　永木　則雄
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７３号
北九州市小倉南区若園２丁目22番37号
債務者　永木　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６号
宮城県石巻市駅前北通り２丁目８番18―11号
債務者　島　　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
山口市鋳銭司5839番地５　大村ハイツ101号
債務者　國本　健一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
山口市平井1065番地２　エトワールふるみや201号、住民票上の住所山口市江崎738番地
債務者　田邉　一好
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
山口市葵１丁目２番35―901号
債務者　齋藤　義雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
山口県美祢市秋芳町岩永本郷107番地
債務者　田中　　一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係